平成２４年（ヒ）第２０８６号
東京都港区南青山２丁目26番１号
清算株式会社　ＣＳＫプリンシパルズ株式会社
代表清算人　小林　正明
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第１２号
宮崎市霧島４丁目111番地１
清算株式会社　株式会社モリタカ
代表清算人　與田　守孝
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成１８年（ヒ）第１０７号
鹿児島市田上６丁目20番17―601号
清算株式会社　西陵商事株式会社
代表清算人　原田堅太郎
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額（以下、単に「現残額」という。)を、以下の方法により弁済する。
①　本債権者集会開催日における協定債権元本額（以下、単に「協定債権元本額」という。)に中間配当として既に行った弁済額を持ち戻し、弁済額算出の基準となる基準協定債権元本額をそれぞれ算定する。
②　現残額に中間配当として支払済みの金４億円を加算した金額を、協定債権者の基準協定債権元本額に応じて按分し、各配当総額を算出する。
③　清算会社は、前号によって算出された各配当総額から中間配当として各協定債権者に支払った金額をそれぞれ控除した金額を最終配当として弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算会社に対し、各協定債権元本額から当該弁済額を控除した残額及び利息損害金につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第１項と同様の計算方法により弁済金額を算出し、弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２４年（再）第２１号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　株式会社大平製作所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　藤井　　司
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２２号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　宏昌精機株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　藤井　　司
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第５号
富山県射水市平野１番地
再生債務者　太閤山観光株式会社
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年２月26日から平成25年３月５日まで
富山地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（ヒ）第１号
静岡県富士市中野台２丁目７番５
再生債務者　竹内伸太郎
１　決議に付する再生計画案　平成24年10月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年２月13日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月６日
平成24年12月18日　静岡地方裁判所富士支部

再生手続終結

平成２０年（再）第４号
静岡県沼津市大岡2895番地の２
再生債務者　株式会社サンエイ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年12月14日
静岡地方裁判所沼津支部民事部